

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした 経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等(※1)が経営改善設備(※2)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※3)ができる措置。

(※1)対象者は、中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1000人以下の個人事業主。ただし、アドバイス機関に該当する中小企業者等は対象外。また、指定事業は下記業種。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業))、農業、林業、漁業、水産養殖業 *性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

(※2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。
器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上
建物附属設備(空調施設、昇降機設備、電気設備、店舗内装等): 1台60万円以上

(※3) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】

